

今月は、泌尿器科のがん「膀胱がん」について解説します。

【膀胱がん】

膀胱は骨盤内にある臓器です。腎臓でつくられた尿が腎盂、尿管を經由して運ばれたあとに、一時的に貯留する一種の袋の役割を持っています。膀胱がんは膀胱を内張している粘膜（尿路上皮）から発生し、罹患率は10万人当たり6.6人（2013年年齢調整罹患率）であり、男性は女性の約4倍罹患する頻度が高いです。

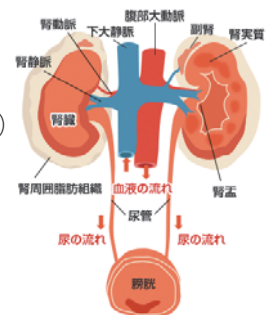
膀胱がんの最大の危険因子は喫煙です。男性の50%以上、女性の約30%の膀胱がんは、喫煙のために発生するとの試算があり、1日の喫煙本数や喫煙年数が増加するほど膀胱がんの罹患リスクは上昇します。禁煙は罹患リスクを低下させることが分かっています。

その症状は、赤色や茶色の尿（肉眼的血尿）が出ることが最も一般的です。また、頻繁に尿意を感じる、排尿するときに痛みがあるなど膀胱炎のような症状を来すこともあります。見て分かる血尿が出た時には、早めに受診する必要があります。膀胱

内視鏡検査、尿細胞診、腹部超音波（エコー）検査、CT、MRI、骨シンチグラフィなどの検査を行います。

初期の膀胱がんの約70%は、腫瘍が浅い筋層非浸潤性膀胱がんであり、内視鏡的に腫瘍を切除するTUR-Bt（経尿道的膀胱腫瘍切除術）による治療を行います。腫瘍が深い筋層浸潤性膀胱がんとなった場合には、膀胱全摘除術＋尿路変向術による治療を行います。その他、BCG膀胱内注入療法、抗がん剤治療、免疫療法、放射線治療などの治療があり、患者さんの状態に合わせて治療を行っています。膀胱がんに関して、お困り、お悩みの際はご相談ください。

（文責：中央病院 泌尿器科診療部長 寺井 康詞郎）



あなたの街の  
法律相談

～第49回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「債務整理（任意整理）」についてです。

問まちづくり支援課 ☎ 6777

**Q** 借金過ぎてしまいました。返済してもほとんどが利息に充てられ、借金がなかなか減りません。何とか返済していきたいのですが、どうすればいいでしょう。

**A** 債務整理の中で、任意整理という方法があります。任意整理とは、現在の債務を分割で支払うために、毎月の支払額、支払方法などについて、債権者と個別に交渉を行うものです。具体的には、弁護士

から、各債権者に受任通知を送付し、債務額が明らかになった後、あなたが月々支払える額を検討し、返済計画を立てて、各債権者と交渉を始めます。このとき各債権者に将来の利息をカットするよう求めます。任意整理ができれば、将来の利息の負担がなくなり、計画的に借金を減らしていくことができます。

**Q** 任意整理のデメリットはありますか。

**A** 任意整理を行うと、信用情報にあなたの情報が登録され、一定期間、金融機関からの新たな借り入れや、クレジットカードの利用、申し込みが出来なくなります。借り入れやクレジットカードに頼らずに生活していかなければなりません。

**Q** 任意整理をする際、何か気を付けることはありますか。

**A** 任意整理では、将来の利息を支払わない前提で返済計画を立てます。各債権者との個別の交渉となりますので、任意整理に応じない債権者が1社でもあれば、借金全体の解決ができません。そこで、全ての債権者が応じられるような返済計画を慎重に検討する必要があります。

また、任意整理をしていくためには、借金の総額やあなたの今後の収支予定を、あなた自身が正確に把握しておくことが重要です。まずは、債権者が誰か、残債務額はいくらか、今後返済に回すことの出来るお金がどのくらいあるのかについて把握しておきましょう。頭金を支払う形で交渉がまとまれば、毎月の負担を軽くすることもできます。ご家族ともよく相談しましょう。

（文責 弁護士 橋本 明広）  
弁護士法人 青空と大地 ☎ 5162